

柏市手賀地域ふるさと協議会会則

(名称および事務所)

第1条 本会は、柏市手賀地域ふるさと協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を柏市手賀近隣センター内に置く。

(目的)

第2条 協議会は、住民自治の本旨に沿って、地域における住民相互の交流と活動を通じて、住みよい地域づくりを推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協議会は、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 生涯学習・文化活動に関すること。
- (2) 健康・スポーツ活動に関すること。
- (3) 生活環境の向上に関すること。
- (4) 防犯・防災・安全に関すること。
- (5) 保健福祉に関すること。
- (6) 各種地域団体間の調整に関すること。
- (7) その他協議会の目的達成に必要な事業に関すること。

(構成)

第4条 協議会の地域は、柏市が定める手賀地域を対象範囲とする。

2 協議会の委員は、別表に掲げる団体の委員をもって組織し、委員総数は、50名以内とする。

(役員)

第5条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長1名 副会長3名 監事4名 会計2名 監査2名
書記3名 部長6名 副部長6名

(2) 役員は、委員の中から互選により選出する。

(役員の職務)

第6条 役員の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を統轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- (3) 監事は、役員会と専門部会の連絡調整等を担当する。

- (4) 会計は、協議会の経理を担当する。
 - (5) 監査は、協議会の会計の監査を行う。
 - (6) 部長は、担当部の業務の企画運営を行う。
 - (7) 副部長は、部長を補佐し、部長に事故あるときはその職務を代理する。
 - (8) 書記は、協議会の記録を担当する。
- (委員の職務)

第7条 委員は、原則として、第11条に定めるいずれかの部に属し、その職務を行う。

(任期)

第8条 委員及び役員の任期は1年とし、再任は妨げない。

- 2 欠員補充により就任した委員及び役員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第9条 会議は、総会、役員会、部会とし、総会、役員会は会長が、部会は部長が招集し、構成員の過半数をもって成立する。

- 2 総会、役員会の議長は、委員の互選による議長が、部会の議長は部長が行う。

- 3 議事は、会議を構成する者が出席し、出席者の過半数をもって決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(会議の審議事項)

第10条 第9条の会議における審議事項は、次のとおりとする。

(1) 総会

- ア 事業計画及び収支予算に関すること。
- イ 事業報告及び収支決算に関すること。
- ウ 役員の選出に関すること。
- エ 協議会会則の制定改廃に関すること。
- オ その他重要な事項に関すること。

(2) 役員会

- ア 総会に提案する事案に関すること。
- イ 行事の実施に関すること。
- ウ その他必要な事項に関すること。

(3) 部会

事業の実施に関すること。

(専門部等)

第 1 1 条 協議会に次の部を置くことができる。

- (1) 総務広報部
- (2) 文化体育部
- (3) 環境部
- (4) 防犯防災部
- (5) 保健福祉部
- (6) 青少年育成部

2 前項第 5 号に規定する保健福祉部は、地域福祉を推進するために社会福祉法人柏市社会福祉協議会（以下「柏市社協」という。）が定める地区に設置された団体であり、名称を柏市手賀地区社会福祉協議会（以下「柏市手賀地区社協」という。）と称する。

3 前項の柏市手賀地区社協の規約については、別に定める。

(会計)

第 1 2 条 協議会の経費は、市補助金及び構成団体の負担金等でこれにあてる。

2 保健福祉部（柏市手賀地区社協）の経費は、原則として、柏市社協の助成金及び寄付金等をもってこれにあて、特別会計として別途区分する。

3 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 3 1 日をもって終わる。

(委任)

第 1 3 条 この会則に定めるものの他、会の運営に必要な事項は、総会の議決を経て、別に定める。

(庶務)

第 1 4 条 協議会の庶務は、役員会及び各部会において処理する。

附 則

この会則は、平成 1 9 年 4 月 2 1 日から施行する。

この会則は、平成 2 5 年 4 月 1 3 日に改正し、同日から施行する。

この会則は、平成 2 6 年 4 月 1 9 日に改正し、同日から施行する。

この会則は、平成 2 8 年 4 月 1 6 日に改正し、同日から施行する。

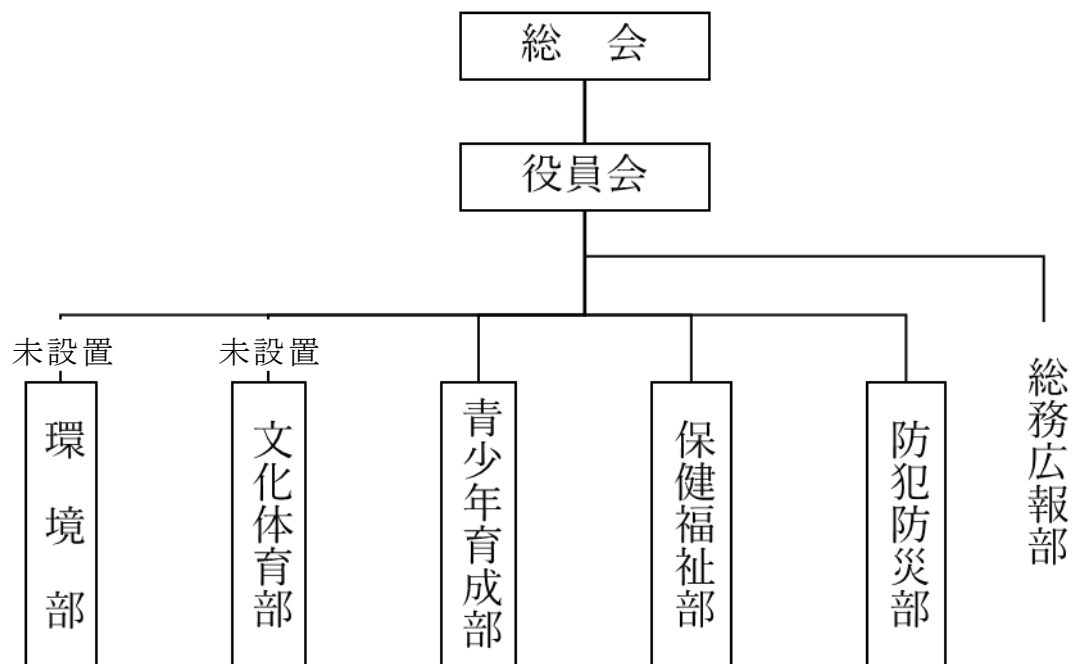
この会則は、平成 2 9 年 4 月 1 5 日に改正し、同日から施行する。

別表（協議会の委員）

1	町会長・自治会長・区長・区長代理	9	ごみ減量推進員
2	町会・自治会・区の推薦者	10	青少年相談員
3	協議会の推薦者	11	ボランティア
4	民生委員・児童委員	12	老人クラブ
5	主任児童委員	13	子供会・親子会
6	健康づくり推進員	14	小中学校PTA
7	消費生活コーディネーター	15	文化体育団体
8	柏市防犯協会	16	その他必要と認める団体

《参考》

手賀地域ふるさと協議会組織図



手賀地域ふるさと協議会各部会事業細則

総務広報部

第一条

- 1 総務担当は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 総会、役員会議等に関すること。
 - (2) 視察研修に関すること。
 - (3) 予算、決算及び会計に関すること。
 - (4) 地域環境の向上等に関すること。
 - (5) その他所管に属さない事項に関すること。
- 2 広報担当は、次に掲げる事項を行うものとする。
 - (1) 広報誌の発行に関すること。
 - (2) 協議会の活動記録に関すること。
 - (3) その他広報事業全般に関すること。

防犯防災部

第二条 防犯防災部は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 災害発生時における地域住民の安全確保等の活動に関すること。
- (2) 防犯・防災等の訓練に関すること。
- (3) その他防犯・防災事業全般に関すること。

保健福祉部

第三条 保健福祉部は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 社会福祉事業に関すること。
- (2) その他地域社会福祉事業全般に関すること。

青少年育成部

第四条 青少年育成部は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 手賀東小学校，手賀西小学校，手賀中学校の各学校 P T A との協議連絡等に関すること。
- (2) その他青少年の育成に関すること。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 18 日から施行する。

この細則は、平成 23 年 4 月 23 日に改正し同日から施行する。

柏市手賀地域ふるさと協議会慶弔金規約

第1条（慶弔金の適用範囲及び慶弔金）

柏市手賀地域ふるさと協議会会則第5条に掲げる役員（以下役員という。）に次の各号に掲げる慶弔があった場合は、それぞれ当該各号に定める慶弔金を贈ることとする。

- (1) 本人が結婚する場合・・・・・・・・・・ 1万円
- (2) 本人または、配偶者が出産した場合・・・・・・・・ 5千円
- (3) 本人または、配偶者が死亡した場合・・・・・・・・ 1万円
- (4) 本人が病院に治療等のため7日以上入院した場合・ 5千円
- (5) 本人の両親、子及び同居義父母が死亡した場合・・ 5千円

第2条（禁止事項）

この規定により慶弔金を贈られた役員は、一切の返礼を行わないこととする。

第3条（協議事項）

前各条に定めのない事項については、その都度役員で協議し、定めるものとする。

（附則）

この規定は、平成22年4月17日から施行する。